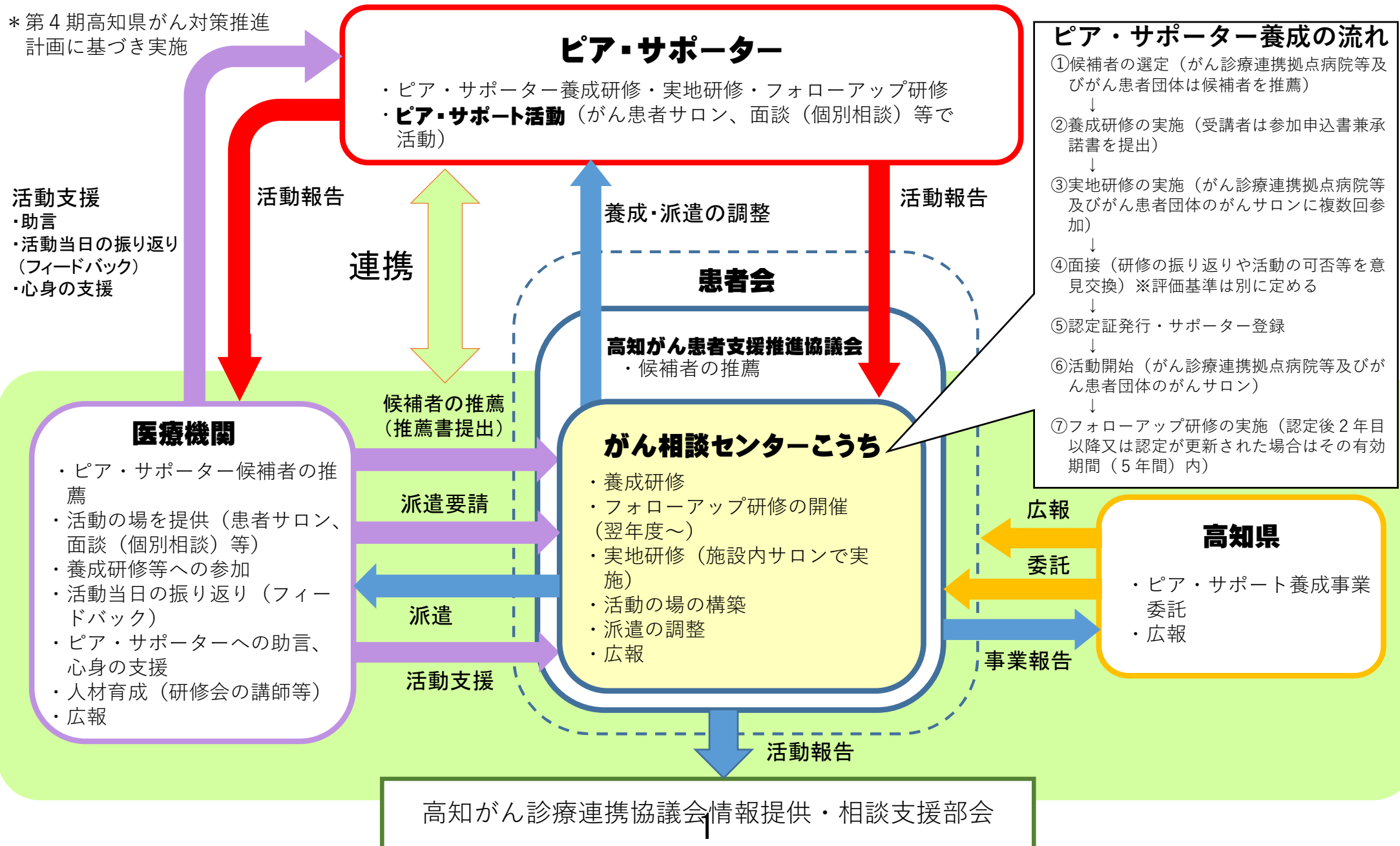


高知県がんピア・サポーターの養成、活動のイメージ(案)

＊第４期高知県がん対策推進
計画に基づき実施



高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 がん患者やその家族等（以下、「がん患者等」という。）の心理社会的負担を軽減するとともに、地域における医療関連施設等との連携を図ること
で療養生活の適切な支援を行うことを目的として、がん患者等に対し、がん体
験の共有や情報提供等の支援を行う「高知県がんピア・サポーター」（以下、
「ピア・サポーター」という。）を養成し、派遣するために必要な事項を定め
るものとする。

（実施主体）

第2条 実施主体は高知県（以下、「県」という。）とする。なお、事業の一部を
本事業の遂行に当たり事業目的を十分に理解し適切な事業運営ができると認
められる者に委託することができる。

（要件）

第3条 ピア・サポーターは、次の各号すべてに該当する者とする。

- （1）高知県内に在住しているがん患者又はその家族
- （2）高知県が実施する「高知県がんピア・サポーター養成研修」（以下、「養成
研修」という。）及び「高知県がんピア・サポーター実地研修」（以下、「実
地研修」という。）を修了した者
- （3）ピア・サポート活動の趣旨を理解し、がん相談窓口を設置する県内のがん
診療連携拠点病院等及びがん患者団体（以下、「がんサロン実施機関」とい
う。）においてピア・サポーターとして活動する意思のある者

（事業内容）

第4条 県は、次の各号に定める業務を行う。

- （1）ピア・サポーターの養成
 - ア ピア・サポーターの推薦受付
 - イ ピア・サポーター養成研修及び実地研修の実施
 - ウ ピア・サポーターの認定及び登録
 - エ ピア・サポーター認定者へのフォローアップ研修の実施
- （2）ピア・サポーターの派遣
 - ア ピア・サポーターの派遣要請受付
 - イ ピア・サポーターの派遣調整
 - ウ 活動状況の管理
- （3）ピア・サポートに係る情報提供

（活動内容）

第5条 ピア・サポーターは、次の各号に定める活動を行う。

- （1）がんサロン実施機関でのピア・サポート活動
- （2）活動報告書の作成及びがんサロン実施機関への提出

（3）その他、知事が必要と認める活動

（養成研修）

- 第6条 県は、ピア・サポーターが活動するうえで必要な技術及び基本的知識を
身につけるため、養成研修を実施する。
- 2 養成研修の受講を希望する者は、活動予定のがんサロン実施機関からの推
薦を受けなければならない。
 - 3 がんサロン実施機関は、県へ受講者の推薦を行うものとし、推薦にあたって
は事前に受講希望者との面談を行い心身の状態を確認する。
 - 4 県は、がんサロン実施機関から推薦のあった者について、受講資格、適性等
を書面により審査したうえで、受講の可否を決定し、がんサロン実施機関へ通
知する。
 - 5 県は、養成研修の受講に関し、虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、
受講の決定を取り消すことができる。
 - 6 がんサロン実施機関は、院内のがん相談実務者、がん診療に関わる医療者等
を養成研修へ参加させ、ピア・サポーターと連携したがんサロン活動を展開で
きるよう努める。

（実地研修）

第7条 県は、養成研修の修了者を対象に、がんサロン実施機関のがんサロンで
の複数回の実地研修を実施する。

（認定及び登録）

第8条 県は、養成研修及び実地研修修了後、面接のうえ、次の各号の要件につ
いて総合的に評価し、ピア・サポーターの認定を行う。

- （1）ピア・サポートに関する知識
- （2）コミュニケーション能力
- （3）活動への意欲
- （4）社会的適応性

- 2 県は、認定を行った者に認定証（様式第1号）を交付し、「高知県がんピア・
サポーター名簿」（以下、「名簿」という。）（様式第2号）に登録する。
- 3 認定の有効期間は5年間とする。
- 4 県は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、認定を取り消し、
名簿から登録を抹消する。認定を取り消された者は、認定証を県へ返納しなけ
ればならない。
 - （1）ピア・サポーターとして不適切な行為があったとき
 - （2）疾病その他の理由によりピア・サポーターとして活動することが困難にな
ったとき
 - （3）本人から辞退届（様式第3号）の提出があったとき

（認定者のフォローアップ）

第9条 県は、ピア・サポーターとして活動していく中での悩み、課題などにつ

いて情報交換を図り、ピア・サポート活動に必要な技術及び基本的知識の確認を行うため、定期的に認定者へのフォローアップ研修を実施する。

(派遣)

第10条 県は、がんサロン実施機関からの派遣要請に応じて、ピア・サポーターを派遣する。

2 ピア・サポーターの派遣方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 派遣を希望するがんサロン実施機関は、原則として派遣希望日の2週間前までに派遣申請書(様式第4号)を県へ提出する。

(2) 県は、派遣申請書を受理した後、ピア・サポーターと調整を行い、その結果について派遣に関する決定通知書(様式第5号)により、がんサロン実施機関へ通知する。

(3) 派遣決定後、県は派遣通知書(様式第6号)により、ピア・サポーターへ通知する。

3 ピア・サポーターは、活動後、速やかに活動報告書(様式第7号)を作成し、活動を行ったがんサロン実施機関へ提出する。

4 がんサロン実施機関は、ピア・サポーターが活動を行った後に振り返りの時間を設けてフィードバックを行い、前項に規定する活動報告書に対応・評価を記入し、県へ提出する。

(派遣にかかる費用)

第11条 ピア・サポーターの派遣にかかる費用は無償とする。

2 旅費については、県の事務手続きに基づき、県が支払うものとする。ただし、第6条第1項に定める養成研修、第7条に定める実地研修及び第9条に定めるフォローアップ研修への参加はこれに含めない。

(事故の補償)

第12条 県は、ピア・サポーターとして登録された者を対象に、ボランティア保険に加入する。

2 ピア・サポーターは、派遣時に事故が発生した場合、速やかに県へ連絡、報告するものとする。

(変更の届出)

第13条 ピア・サポーターは、認定事項のうち、氏名、住所、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに認定事項変更届(様式第8号)を県へ提出しなければならない。

(認定の更新)

第14条 ピア・サポーターの認定を受けた者で有効期間の更新を希望する者は、有効期間が満了する1ヶ月前までに、高知県がんピア・サポーター認定更新申請書(様式第9号)により県へ申請しなければならない。

2 県は、前項の申請書を受け付けた場合は、次の各号のすべてを満たしているか確認したうえで、更新の可否を決定し、ピア・サポーターへ通知する。認定を更新する場合は、第8条第3項に定める有効期間を5年間延長する。

(1) 認定後2年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間(5年間)内に1回以上フォローアップ研修を受講していること。

(2) 認定期間内又は認定が更新された場合はその有効期間(5年間)内に活動実績が1例以上あること。ただし、活動実績がない場合は、その理由及び今後の見込みを記載すること。

(守秘義務)

第15条 県は、ピア・サポーターの認定後、情報の秘密保持に関する誓約書(様式第10号)を認定者から提出させるものとする。

(名簿の管理)

第16条 県は、第8条第2項に規定する名簿を、第3条第1項第3号に規定するがんサロン実施機関へ配布する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

高知県がんぴアサポーター登録者名簿（ 年 月 日現在）																
登録 番号	登録日	氏名	ふりがな	性別	生年月日	連絡先				立構	がんの部位	所属 (患友会等)	参加サロン等	研修歴		
						〒	住所	電話番号	メールアドレス					びアサポーター 養成研修	実地研修	フォローアップ 研修
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

第 号

認 定 証

様

あなたは高知県がんぴア・サポーター養成研修及び実地研修を修了され、
高知県がんぴア・サポーターであることを認定します
有効期間は 年 月 日までとします

年 月 日
高知県知事

様式第3号（第8条関係）
高知県がんピア・サポーター辞退届

年 月 日

高知県知事 様

高知県がんピア・サポーター

氏名：_____

高知県がんピア・サポーターの認定について、下記の理由により辞退したいので、高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱第8条第4項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日	性別	
登録番号 (認定証に記載されている番号)		登録年月日 (認定日)	年 月 日
住所	〒 _____		
連絡先	電話： 携帯： メールアドレス：		
辞退の理由			

様式第4号（第10条関係）
高知県がんピア・サポーター派遣申請書

年 月 日

高知県知事 様

(申請者)
がんサロン実施機関名
代表者名

高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱第10条第2項第1号の規定により、次のとおり申請します。

記

派遣希望日時	第1希望日	年 月 日 : ~ :		
	第2希望日	年 月 日 : ~ :		
	第3希望日	年 月 日 : ~ :		
派遣場所				
参加予定人数	名	派遣希望人数	名	
派遣を希望する ピア・サポーター 氏名				
派遣を依頼する目的 及び具体的な内容	【目的】 ☐ がんサロン ☐ その他 () ☐ 面談 (個別相談)			
	【内容】			
担当者連絡先	氏名： 電話： メールアドレス：			

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

様

高知県知事
担当課 _____
連絡先 _____

高知県がんピア・サポーターの派遣に関する決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、高知県がんピア・サポーターの派遣について、調整の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。
記

☐調整した結果、次のとおり派遣するピア・サポーターのご承諾を得ました。

実施日時	年 月 日 : ~ :
実施場所	
実施内容	
派遣者氏名	
派遣者連絡先	電話 : 携帯 : メールアドレス :
その他	

☐調整がつかなかったため、派遣できません。

様式第 6 号（第10条関係）

年 月 日

様

高知県知事
担当課 _____
連絡先 _____

高知県がんピア・サポーター派遣通知書

高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱に基づき、下記により活動していただきますようお願いします。
記

実施日時	年 月 日 : ~ :
実施場所	
実施内容	
派遣先 担当者等	担当者 : 電話 : メールアドレス :
その他	

※交通費については、高知県がんピア・サポーター名簿に登録されている住所を起点として、県の事務手続きに基づき支給します。

様式第 7 号（第 10 条関係）
高知県がんピア・サポーター活動報告書

報告日： 年 月 日

氏 名			
活動日時			
活動場所			
主な活動内容（相談や支援等の概要を記載）	【ピア・サポーターが記載】 (ピア・サポーターとしての活動内容)		
	(利用者の反応)		
対応・評価 (活動後のフィードバック内容等を記載)	【がんサロン実施機関が記載】		
	フィードバック 実 施 日		
	所 属		
	氏 名		

備考：この活動報告書は、がんサロン実施機関を通じて県へ提出するものです。がんサロン実施機関は、ピア・サポーターから提出を受けたらフィードバックを行い、対応・評価を記入して、県へ提出をお願いします。また、ピア・サポーターへは写しの交付をお願いします。

様式第 8 号（第 13 条関係）
高知県がんピア・サポーター認定事項変更届

年 月 日

高知県知事 様

高知県がんピア・サポーター
氏名：_____

高知県がんピア・サポーターの認定について、認定事項の一部に変更が生じたので、高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日		
登録番号 (認定証に記載されている番号)		登録年月日 (認定日)	年 月 日
変更がある事項にチェックし、変更後の内容（変更があった項目のみ）を記載してください。			
☐	氏名		
☐	住所	〒 -	
☐	連絡先	電話： 携帯： メールアドレス：	
備考			

様式第 9 号（第 14 条関係）

高知県がんピア・サポーター認定更新申請書

年 月 日

高知県知事 様

高知県がんピア・サポーター

氏名：_____

高知県がんピア・サポーターの認定について、更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

生年月日	年 月 日	性別	
登録番号 (認定証に記載されている番号)		登録年月日 (認定日)	年 月 日
該当する要件項目にチェックしてください。(更新には、1 と 2 又は 1 と 3 の要件を満たしている必要があります。)			
1	認定後 2 年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内に 1 回以上フォローアップ研修を受講している。	☐	
2	認定期間内又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内に活動実績が 1 例以上ある。	☐	
3	認定期間内又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内に活動実績がない理由及び今後の見込みを具体的に記載した書類を提出する。 活動実績がない理由及び今後の見込み 記載欄	☐	
備考			

様式第 10 号（第 15 条関係）

高知県知事 様

誓 約 書

私は、高知県がんピア・サポーター派遣事業（以下「本件事業」という。）に従事するに当たり、本件事業を通じて取り扱う個人情報に関し、本件事業に従事している間及び従事しなくなった後において、知り得た情報を漏らすことなく、誠実に活動を行うことを誓います。

年 月 日

氏名（自署）

高知県がんピア・サポーター養成研修等実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に規定する「高知県がんピア・サポーター」（以下、「ピア・サポーター」という。）が活動するうえで必要な技術及び基本的知識の習得を目的とした研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 実施主体は高知県（以下、「県」という。）とする。なお、本事業の遂行に当たり事業目的を十分に理解し適切な事業運営ができると認められる者に委託することができる。

（研修の種類）

第3条 県は、次の各号に定める研修を行う。

- （1）高知県がんピア・サポーター養成研修（以下、「養成研修」という。）
- （2）高知県がんピア・サポーター実地研修（以下、「実地研修」という。）
- （3）高知県がんピア・サポーターフォローアップ研修（以下、「フォローアップ研修」という。）

（対象者）

第4条 養成研修等を受講できる者は、要綱第3条第1項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす者とする。

2 前項にかかる受講者は、研修中及び研修修了後において、次の各号に定める基準を遵守しなければならない。

- （1）プライバシーを守り、知り得た内容を活動・利用の場以外で話題に出さないこと
- （2）特定の治療法、代替療法、健康食品の推奨をしないこと
- （3）商行為、宗教、政治活動への勧誘を行わないこと

（受講の申込）

第5条 養成研修及び実地研修の受講を希望する者（以下、「受講希望者」という。）は、高知県がんピア・サポーター養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書（以下、「養成研修等申込書」という。）（様式第1号）に必要事項を記入し、がん相談窓口を設置する県内のがん診療連携拠点病院等及びがん患者団体（以下、「がんサロン実施機関」という。）のうち、活動を予定しているがんサロン実施機関へ期限までに提出しなければならない。

2 がんサロン実施機関は、前項の養成研修等申込書を受け付けた場合は、受講希望者と事前に面談し、心身の状態がある程度落ち着いていることを確認のうえ、高知県がんピア・サポーター養成研

修及び実地研修受講者の推薦書（以下、「推薦書」という。）（様式第2号）により、県へ受講者の推薦を行うものとする。

3 県は、養成研修及び実地研修の受講の可否を決定し、推薦のあったがんサロン実施機関へ通知する。

4 フォローアップ研修の受講を希望する者は、高知県がんピア・サポーターフォローアップ研修参加申込書兼承諾書（様式第3号）に必要事項を記入し、期限までに県へ提出しなければならない。

5 県は、フォローアップ研修の受講の決定について、申請のあったピア・サポーターへ通知する。

（研修内容）

第6条 研修内容は概ね次のとおりとする。

	研修内容	講師	時間	定員
養成研修	ピア・サポートの基礎知識（ピア・サポートとは、ピア・サポートの役割と活動指針）、ロールプレイ	日本サイコロジコロジー学会より紹介	8時間 （事前動画視聴2時間を含む）	10名
実地研修	がんサロン実施機関のがんサロンに複数回参加	がんサロン実施機関の相談員	2時間/回	1名/回
フォローアップ研修	事例検討、意見交換	拠点病院の医療従事者	6時間	10名

（受講の費用）

第7条 研修の受講費用は無料とする。受講に当たり、日当及び交通費は支給しない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

(表)

様式第1号(第5条関係)

高知県がんピア・サポーター養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	□昭和 □平成 年 月 日	年齢	
住所	〒 —		
連絡先	電話： 携帯： メールアドレス：		
立場	□がん体験者 □がん体験者家族（関係： ） □がん体験者遺族（関係： ）		
がんの部位	□肺 □乳房 □子宮 □卵巣・膣・外陰部 □大腸 □前立腺 □その他（ ）		
診断時期			
治療状況	□治療中 □経過観察中（ 3ヶ月 6ヶ月 1年定期検診 ） □治療終了 □その他（ ）		
治療歴・治療年数			
所属（患者会等）			
がん体験及び受講動機			
研修を知ったきっかけ	□病院からの紹介 □県や病院等のWebサイト □患者会からの紹介 □新聞などマスコミからの情報 □その他（ ）		

※本研修は、ご自身ががんの体験があること、もしくは、ご家族や近い方のがんを共に体験した方であれば、ご家族やご遺族の立場でも受講することができます。

※この申込書に記載いただいた情報は、本事業の実施以外に使用いたしません。
⇒裏面も記入をお願いします。

(裏)

承諾書

以下の承諾事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

承諾事項		承諾する
研 修 時	研修内容のすべてを受講します。(特段の理由がない限り、途中参加、途中退出をした場合は、修了とみなされません。)	☐
	ピア・サポート活動の趣旨を理解し、他者の話をよく聴くことができ、要領第4条第2項の各号に定めるもののほか、研修の実施時に主催者が別途示す注意事項を守ることができます。(他の受講者への迷惑行為が見受けられる場合は、ご退席いただく場合があります。)	☐
	研修において自身(家族)のがんの種類や治療経験などを語り合うことについて、承諾します。	☐
研 修 終 了 後	研修修了後は、県内の医療機関、がん患者会・サロン等において、本研修で学んだことを活かし、治療や仕事、生活に支障がない範囲でピア・サポート活動を実践する意欲があります。	☐
	ピア・サポーターとして活動する際には、特定の治療法・代替療法・健康食品の推奨や、商行為、特定の政治団体・宗教団体への勧誘を行いません。	☐
	研修修了後、高知県がんピア・サポーターに認定をされたときは、高知県が管理する「高知県がんピア・サポーター名簿」へ登録し、名簿はがん相談窓口を設置する県内のがん診療連携拠点病院等及びがん患者団体と共有することを承諾します。	☐
	研修修了後、高知県がんピア・サポーターに認定されて2年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5年間）内には、特段の理由がない限り、高知県がんピア・サポーターフォローアップ研修を認定証の有効期間内に1度以上受講し、スキルの維持・向上を行います。(認定証の有効期間は5年間です)	☐
共 通	研修において知り得たすべての個人情報については、研修中及び研修修了後において、一切口外しません。	☐

年 月 日

氏名（自署）：_____

(表)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

推薦者

高知県がん・ピアサポーター養成研修及び実地研修受講者の推薦書

標記研修の参加について当院より下記の者を推薦いたします。

また、下記の者より提出があった「高知県がんピア・サポーター養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書」について別添のとおり提出します。

記

推薦者(名)

1 推薦者氏名(ふりがな)

様式第3号(第5条関係)

高知県がんピア・サポーターフォローアップ研修参加申込書兼承諾書

登録番号(認定証に記載されている番号)	第 号
---------------------	-----

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日	年齢	
住所	〒 ー		
連絡先	電話： 携帯： メールアドレス：		
ピア・サポートの経験は ございますか。	☐ あり ☐ なし		
がんサロンへの参加経験 はございますか。	☐ あり ☐ なし		
本研修を受講しようと思 ったきっかけや、ピア・サ ポーターに対する思いな どがございましたらご記 入ください。			
研修に参加するにあたり、 配慮してほしいことが ありましたらお書きくだ さい。			

(裏)

承諾書

以下の承諾事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

承諾事項		承諾する
研修時	研修内容のすべてを受講します。(特段の理由がない限り、途中参加、途中退出をした場合は、修了とみなされません。)	☐
	ピア・サポート活動の趣旨を理解し、他者の話をよく聴くことができ、要領第4条第2項の各号に定めるもののほか、研修の実施時に主催者が別途示す注意事項を守ることができます。(他の受講者への迷惑行為が見受けられる場合は、ご退席いただく場合があります。)	☐
	研修において自身(家族)のがんの種類や治療経験などを語り合うことについて、承諾します。	☐
研修終了後	研修修了後は、県内の医療機関、がん患者会・サロン等において、本研修で学んだことを活かし、治療や仕事、生活に支障がない範囲でピア・サポート活動を実践する意欲があります。	☐
	ピア・サポーターとして活動する際には、特定の治療法・代替療法・健康食品の推奨や、商行為、特定の政治団体・宗教団体への勧誘を行いません。	☐
	認定が更新された場合は、特段の理由がない限り、高知県がんピア・サポーターフォローアップ研修をその有効期間(5年間)内に1度以上受講し、スキルの維持・向上を行います。	☐
共通	研修において知り得たすべての個人情報については、研修中及び研修修了後において、一切口外しません。	☐

年 月 日

氏名(自署):

高知県がんピア・サポート事業に関する説明会 次第

日時 令和6年7月30日(火) 17:00~18:15

場所 高知県庁本庁舎2階 第二応接室

1 開 会

2 議 事

(1) 高知県がんピア・サポート事業に対するご意見への対応について 資料1

(2) 高知県がんピア・サポート事業にかかる要綱等の修正案について

1) 高知県がんピア・サポーターの養成、活動のイメージ(案) 資料2

2) 高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱(案) 資料3

3) 高知県がんピア・サポーター養成研修等実施要領(案) 資料4

4) 高知県がんピア・サポート活動・利用ルール(案) 資料5

(3) 候補者への説明要領(「がんピア・サポーターになりませんか」)(案)について
. 資料6

(4) 高知県がんピア・サポーター認定前面接の評価基準(案)について 資料7

(5) 高知県がんピア・サポート活動への旅費支給ルール(案)について 資料8

3 閉 会

高知県がんピア・サポート事業に対するご意見への対応（受付期間:6/7～6/30）

	項目	意見の概要	県の考え方・対応策
1	【活動のイメージ】 （がん相談センターこうち）ピア・サポート養成の流れ	○「①候補者の選定」「④面接」「⑤認定証発行・サポーター登録」はどこと行うか記載が必要ではないか。 ○「②養成講座受講」とあるが、養成研修の間違ひではないか。また、研修の内容はいつ示されるのか。 ○「④面接」の「※評価基準は別に定める」となっているが、評価基準を示してもらいたい。 ○「⑤認定証発行・サポーター登録」の認定証様式の記載が必要ではないか。	○がん相談センターこうちが行うものとして記載し、事業を進めることとしています。 ○ご意見のとおり、「②養成講座受講」を「②養成研修の実施」へ修正します。また、研修の内容は、12月6日（金）の情報提供・相談支援部会でお示ししたいと考えています。 ○ご意見を踏まえ、 <u>評価基準を資料7のとおり内規（要綱、要領とは別）</u> として定めたいと考えています。 ○ご意見を踏まえ、認定証様式を要綱に追記します。
2	【活動のイメージ】 （医療機関）ピア・サポーターへの活動の場の提供	○「活動の場を提供（患者サロン、面談等）」とあるが、面談とは具体的に何か。 ○活動の場を誰に提供するのか記載が必要ではないか。	○面談とは、がんサロン等の集団ではなく、利用者1人対ピア・サポーター1人で個別に話し合う場を想定しています。他県の事例を踏まえると、がんサロンでの活動が主になると考えています。 ご意見を踏まえ、「面談」を「面談（個別相談）」へ修正します。 ○医療機関の皆様には、がんサロン等の活動の場をピア・サポーターへ提供していただくものとして記載し、事業を進めることとしています。 なお、R5.4.28付け5高健対第125号「高知県がんピア・サポート事業への協力依頼について（依頼）」により、各拠点病院等の院長から医療機関の役割についてはご承諾いただいています。

- 1 -

3	【要綱】 ピア・サポーターの認定取り消し	●第8条第4項第1号に記載している「ピア・サポーターとして不適切な行為を行ったとき」の不適切とは、何を指して不適切というのか。人によって判断が違わないように、明確化してもらいたい。 ●要綱第8条第4項第2号に記載している「疾病その他の理由により、ピア・サポーターとして活動することが困難になったとき」は、県がどのように把握するのか。がんサロン実施機関が判断し、県へ報告するのか。本人はやりたい気持ちがあるが、医療者側から見ると活動が難しいと考える場合はどのように対応したらよいのか。	●活動・利用ルールに違反した場合を想定しています。活動・利用ルールに記載している以外の具体については、個別の案件ごとに、関係機関と県で対応を協議し、判断していきたいと考えています。 ●本人に続けたいという意思がある場合は、治療状況や体調、生活事情を考慮した上で可能な範囲で活動を続けていただきたいと考えています。現実的には、活動が困難になった場合の把握方法は、本人からの申出による以外は難しいと考えています。
4	【要綱】 ピア・サポーターの認定の更新	●活動イメージ案には「フォローアップ研修（2年目以降）」と記載されているが、要綱第14条第1項第2号では、「認定期間内に1回以上フォローアップ研修を受講」とある。養成研修とフォローアップ研修を同時に受講することが可能と読めるため、1回読んだら分かる表現にしたい。	●ご意見を踏まえ、要綱の記載を「認定期間内」ではなく「2年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5年間）内」へ修正します。
5	【要綱】 （様式第2号）高知県がんピア・サポーター登録者名簿	●個人情報になるため、名簿に記載するのは生年月日ではなく年齢で良いのではないか。	●名簿はがんサロン実施機関と共有する台帳としての扱いですが、年齢を記載した場合、毎年県で年齢を更新する必要があり、更新抜かりや更新誤りが起こる可能性があるため、生年月日を記載するように考えています。また、名簿をがんサロン実施機関と共有することについて、研修参加申込書兼承諾書にてがんピア・サポーターに承諾を得ることとします。

- 2 -

6	【要綱】 （様式第3号）高知県がんピア・サポーター辞退届	○氏名、生年月日、電話番号を2回記入する必要があるのか。1回で良いのではないか。	○ご意見を踏まえ、要綱を修正します。
7	【要綱】 （様式第4号）高知県がんピア・サポーター派遣申請書	●派遣申請をする際に、ピア・サポーターの希望者を伝えることはできるのか。 ○「高知県がんピア・サポーターの養成及び活用に関する要綱第10条第2項の規定により」とあるが、送付されている要綱の名称は「高知県がんピア・サポーターの養成・派遣事業実施要綱」である。記載の「高知県がんピア・サポーターの養成及び活用に関する要綱」を送付してもらいたい。 ○また、「高知県がんピア・サポーターの養成・派遣事業実施要綱」には、第10条はあるが、「2（1）」と記載されており、「第2項」と記載されていない。「第2項」と記載されている要綱を送付してもらいたい。	●希望者を伝えていただき、がん相談センターこうちで日程調整することを考えています。ご意見を踏まえ、様式に「希望ピア・サポーター」の欄を追記します。 ○派遣に関する記載を充実したため、要綱名を「高知県がんピア・サポーターの養成及び活用に関する要綱」から「高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱」へ見直しました。ご意見のとおり、様式第4号の記載を「高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業実施要綱」へ修正します。 ○要綱2（1）と書きますが、数字1は項を、()は号を意味し、第○項とは書かないことが、条文等の構造上の決まりとなっています。記載が不十分でしたので、「要綱第10条第2項の規定により」を「第10条第2項第1号の規定により」へ修正します。

- 3 -

8	【要綱】 （様式第5号）高知県がんピア・サポーターの派遣に関する決定通知書	○派遣の承認、不承認の決定は県がするのか。承認、不承認の責任の所在の記載が必要ではないか。また、「問い合わせ先」としているが、問い合わせ先ではなく、不承認を決定した部署の記載が必要ではないか。	○派遣の日程調整及び決定はがん相談センターこうちが行います。医療機関と派遣を希望するピア・サポーターとの日程調整の結果通知であり、発出するのはがん相談センターこうちのため、問い合わせ先はがん相談センターこうちとし、事業を進めることとしていますので、それと分かるように記載する欄を設けます。 ○様式第4-2号（不承認決定通知書）は、ピア・サポーターの体調不良等により日程調整がつかず派遣が難しい場合に通知する様式ですが、ご意見を踏まえ、様式第4-2号は削除します。また、 <u>様式第4-1号（派遣に関する決定通知書）を様式第5号へ修正し、日程調整がつかない場合も含めて、派遣に関する調整結果をお知らせするようにします。</u>
9	【要綱】 （様式第8号）高知県がんピア・サポーター認定事項変更届	○「所属患者会など」と記載しているが、別の様式では「所属」と記載している。統一したらどうか。	○複数の様式で所属（所属患者会等を記載していただく趣旨）を記載していただくこととしていましたが、ご意見を踏まえ、本様式から「所属患者会など」の記載は削除し、所属を確認する様式は、養成研修等実施要領の様式第1号（参加申込書兼承諾書）のみとします。

- 4 -

10	【要領】 （様式第10号）誓約書	○「高知県知事様」と様式の一番下に記載されているが、様式の上部へ記載するものではないか。このような様式は見たことがないが、健康対策課では、こうした取扱いをしているのか。 ○「誠実に職務を行う」とあるが、ピア・サポーターは職務か。 ○「所属」の記載は必要か。所属とは何を考えてのことか。 ○本来業務と本件業務の記載の違いは何か。	○県の公文書として、本様式の体裁に問題ないことを確認していますが、 <u>ご意見を踏まえて様式を修正</u> します。 ○ご意見を踏まえ、「職務」を「活動」へ修正します。 ○所属している患者会等がある方は記載していただく趣旨ですが、養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書（要領様式第1号）で確認しているため、ご意見を踏まえ、誓約書から「所属」の記載を削除します。 ○ご意見のとおり、「本件事業」へ修正します。
11	【要領】 フォローアップ研修	●フォローアップ研修は、日時を決めて定期的に開催するのか、または必要に応じて開催するのか。	●まず1年目は、養成研修と実地研修を受講していただき、2年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5年間）内にフォローアップ研修を受講していただく予定です。開催時期については、年1回程度で対象者がいれば日時を決めて開催したいと考えています。

12	【要領】 （様式第1号）高知県がん ピア・サポーター養成研修 及び実地研修参加申込書 兼承諾書	●「がんとの関係」について、違う表現とした方が良いのではないか。 ○記入項目はもう少し少なくするなど内容の精査が必要ではないか。例えば、がんの種類となると、扁平上皮癌とか喉がんとかを書くのか。 ○研修を知ったきっかけとあるが、参加するように説明を受けたからではないのか、質問の意図が分からない。 ○申込書兼承諾書と記載した様式と、別紙で承諾書と記載した様式があるが、何の承諾書か記載が必要ではないか。 ○承諾事項について「承諾した」という言葉がないが、何か問題になった時にサイン等何もなくて良いのか疑問だ。承諾の意思表示はどの書類でするのか。 ○承諾事項に、「講座の決まりを守ることができます」とあるが、講座の決まりを教えてください。	●ご意見を踏まえ、「がんとの関係」を「立場」へ修正します。 ○胃がん、大腸がんといった部位別の記載を想定しているため、「 <u>がんの部位</u> 」へ修正します。また、ご意見を踏まえ、 <u>選択肢を記載する形に見直し</u> します。 ○がんサロン実施機関の声がけ以外で県のWEBサイト等を見て研修を知った方もいる可能性を考え、記載しています。ご意見を踏まえ、 <u>選択肢を記載する形に見直し</u> します。 ○申込書の裏面に承諾書とし、表裏1枚で申込書兼承諾書として考えていますが、ご意見を踏まえ、 <u>様式上部に「表」「裏」を追記</u> します。 ○ご意見を踏まえ、裏面にも氏名を記載（自署）していただくこととします。また、「 <u>以下の承諾事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。</u> 」と追記します。 ○文言を、「 <u>要領第4条第2項の各号に定めるもののほか、研修の実施時に主催者が別途示す注意事項</u> 」へ修正します。注意事項とは、要領第4条第2項の各号に定めるもののほか、「携帯電話はマナーモードにする」「私語は慎む」等の一般的な研修参加時の決まり（ルール）を考えています。
13	【要領】 （様式第2号）高知県がん ピア・サポーター養成研修 受講者の推薦書	○「研修会」と記載されているが、「会」は必要か。「研修」と記載したり「研修会」と記載したり、文言が統一されておらず、内容の理解まで進めない。 ○推薦者（ 名 ）の（ ）内には数字を入れるのか。	○ご意見のとおり、「研修会」は「研修」へ修正します。 ○人数を記載していただくことを考えています。

14	【要領】 （様式第3号）高知県がん ピア・サポーターフォロー アップ研修参加申込書兼 承諾書	○記載事項に「がんとの関係」とあるが、いろんな書類で何度も聞いているが、最初に聞いたもので良いのではないか。登録番号を見れば分かるにも関わらず、患者にとつて触れてほしくないことを何度も聞く理由を教えてください。 ○フォローアップ研修は、ピア・サポーター2年目以降の方が受ける研修のため、経験を聞くのはおかしいのではないか。 ○承諾書について「承諾した」という言葉がないが、承諾の意思表示はどこでするのか。 ○「研修会」と記載されているが、「会」は必要か。「研修」と記載したり「研修会」と記載したり、文言が統一されておらず、内容の理解まで進めない。	○ご意見のとおり、様式第1号で確認しているため、 <u>様式第3号の記載を削除</u> します。 ○ピア・サポーターの認定後、派遣希望がないなど活動機会がなくピア・サポート経験がない方がいることも想定されるため、経験を確認することとしています。 ○ご意見を踏まえ、「 <u>以下の承諾事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。</u> 」と追記します。併せて、 <u>様式上部に「表」「裏」を追記</u> します。 ○ご意見のとおり、「研修会」は「研修」へ修正します。
15	【その他】 ピア・サポーター候補者	●現時点で、ピア・サポーターとして推薦者の候補がいるか。	●がん相談センターうちでは、常時サロンに参加される方で、国実施のピア・サポーター養成研修を受講された方が2名おり、その方に声をかける予定です。 ●コロナの影響でサロン開催が縮小している中、各医療機関ともなかなか難しい状況にあるのは承知していますが、サロンでピア・サポーターの成り手としてお願いできそうな方がいる場合は、候補者として推薦の検討をお願いします。

16	【その他】 旅費	●旅費は、がん相談センターこちの事務手続きに基づき行われるのか。また、タクシー代は支給されるのか。 ○旅費は委託先が事務手続きをするとのことだが、振込か手渡しかなどはがん相談センターこち（県委託先）が決めるのか。	●旅費は、県の規定に準じて取り扱います。タクシーを公共交通機関代わりに使用することは原則できないことになっていますが、ピア・サポーターの方はがん患者ですので、病態によりタクシーでの移動が必要な場合は認めるようにしたいと考えています。なお、支給に当たっては、タクシーの領収書を提出いただくことが必要になります。ご意見を踏まえ、別紙のとおり旅費の取扱いルール案を作成しました。 ○現金受け渡し時の数え間違いのリスクや、委託先での現金管理、領収書作成の事務が生じること等から、 <u>旅費は振込での支払い</u> として、事業を進めることとしています。
17	【その他】 候補者への説明	●ピア・サポーター候補者にはどの資料を提示する予定か。また、候補者への説明はどこなのか。	●候補者の方へは、「活動のイメージ」「要綱」「要領」「活動・利用ルール」等を提示して、がんサロン実施機関からご説明いただくことを考えています。ご意見を踏まえ、資料6のとおり説明要領案を作成しました（6/7の部会では、「説明要領は各機関へ個別にご説明する想定」とお答えしていましたが、今回の説明会をそれに代えさせていただきます）。

●は6/7情報提供・相談支援部会でいただいたご意見、○は6/8～6/30に県庁健康対策課あてメールでいただいたご意見。

1. 実施要綱について

		内 容	県の考え方・対応策
1	第 4 条 (1) (3)	ウとエを入れ替えたらどうか。 ピアサポートに係る情報提供を県がされると書かれていますが、具体的に何の情報提供をされるのか	○ご意見を踏まえ、ウとエを入れ替えます。 ○具体的には、ピア・サポート活動の状況や研修の開催状況等をホームページで情報提供することを考えています。
2	第 6 条 2	活動予定のがんサロン実施機関とは。 活動はどこかのサロンからの要請があつてのことでは	○他のがんサロンから要請があることも考えられますが、基本的には推薦していただくがんサロン実施機関が活動のペースになることを想定しています。
3	第 8 条 4	(1) ピアサポーターとしての不適切な行為について、具体的な内容とそれを判断するのは誰か (2) ピアサポーターとしての活動が困難になった時、誰が判断するのでしょうか。	○資料 1-1 の項目 3 の回答のとおりです。ピア・サポート活動の中で気になる点があれば、がんサロン実施機関からがん相談センターこうちへ報告していただき、県と関係機関で協議のうえ、県で個別に判断していきたいと考えています。
4	第 9 条 (認定者のフォローアップ)	① 定期的に認定者へのフォローアップ研修を行うとしていますが、「事例検討、意見交換」「2 年目以降」ということになっていると思います。この活動中の悩みや課題などについて情報交換ができるのでしょうか。また、悩みや課題が解消されるのでしょうか。 ② 定期的が意味するものは何でしょうか。 ③ フォローアップ研修についての定義、位置づけはどこに示してあるのか教えてください。目的とかが示されていないので①のようになるのでは。	○ピア・サポート活動の質を担保していくためにも、養成後の継続的な研修は重要と考えています。また、活動における困難の共有と解決に向けた意見交換、ピア・サポーター同士の相互交流、活動に必要な技術及び基本的知識の確認を行うことを目的としています。 ○年 1 回程度で日時を決めて定期的に開催したいとの趣旨です。 ○フォローアップ研修の定義、目的は本条において定めています。

8	第 16 条	第 7 条第 2 項はどこにあるのか 第 3 条第 3 号に規定するとあるが、サロン実施機関について規定された文言を教えてください。	○第 8 条第 2 項の誤りですので修正します。 ○第 3 条第 1 項第 3 号に規定する、「がん相談窓口を設置する県内のがん診療連携拠点病院等及びがん患者団体（以下、「がんサロン実施機関」という。）」です。
9	第 17 条	実施に関して必要な事項は別に定めるとしているが、それは頂いている実施要領でいいのか。それであれば、実施要領に定めると書いた方がわかりやすいのでは	○本条では、概括的な事項を定めており、要綱より詳細なものを定める必要が生じた場合を想定して「別に定める」と記載しているものです。「別に定める」ものは、実施要領もその一つですが、その他にも文書を定めることができるよう、あらかじめ実施要領のみに限定しない記載としています。

2. 実施要領について

10	第 4 条	養成研修を受講できるものについて要綱の第 3 条に定める要件を満たすものとなるが、要綱第 3 条 (2) には養成研修を修了したものと書かれているが。内容が矛盾していませんか 2 (1) 聞いた内容を・・・とあるが、聞いた内容だけでよいのか	○ご意見のとおり、「要綱第 3 条に定める要件を満たす者」を「要綱第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす者」へ修正します。 ○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーター養成テキストや先進県で「聞いた内容」としていたため、参考にしました。ご意見を踏まえ、「知り得た内容」へ修正します。
----	-------	---	---

5	第 10 条 4	がんサロン実施機関がする活動報告書に対応というのは具体的には？ 評価を記入とあるがどのように評価し県への提出方法は？	○例えば、ピア・サポーターができたこと、感じたこと、改善点などについてピア・サポーターと振り返りをしていただき、その中で対応（助言等）したことや評価（意見等）についてご記入ください。 ○メール等でがん相談センターこうちへご提出ください。
6	第 12 条	ボランティア保険に加入について 手続きと保険料の支払いは県がされるという事で	○がん相談センターこうちで行います。
7	第 14 条	第 7 条第 1 項に定めるとあるが、認定の更新について記載された内容は書かれていないのでは	○第 14 条（認定の更新）について、以下のとおり修正します。 「第 14 条 ピア・サポーターの認定を受けた者で有効期間の更新を希望する者は、有効期間が満了する 1 ヶ月前までに、高知県がんピア・サポーター認定更新申請書（様式第 9 号）により県へ申請しなければなりません。 2 県は、前項の申請書を受け付けた場合は、次の各号のすべてを満たしているか確認したうえで、更新の可否を決定し、ピア・サポーターへ通知する。認定を更新する場合は、第 8 条第 3 項に定める有効期間を 5 年間延長する。 (1) 認定後 2 年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内に 1 回以上フォローアップ研修を受講していること。 (2) 認定期間内又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内に活動実績が 1 例以上あること。ただし、活動実績がない場合は、その理由及び今後の見込みを具体的に記載した書類を提出すること。」

11	第 5 条	・期限までに活動予定のがんサロン実施機関に提出とあるが、活動予定とは？ピアサポーターとしての活動は依頼されたところへ出向いて活動すると思うので 2 ・県に提出とあれば高知県知事では。健康対策課であればのように明記するといひでは別の様式では県に提出と書かれていた場合は県知事になっていて、この提出用は健康対策課になっている。統一されたものにしてはどうか。 3 ・フォローアップ研修参加申込書兼承諾書となっているが承諾書はどこに 4 ・受講の決定については要綱第 6 条第 4 項となっているがこれはピア・サポーターの養成研修のことでしょうか。上記にフォローアップ研修が書かれているので混乱します。ピアサポーターの養成研修とフォローアップ研修が混在しないような工夫をお願い致します。	○質問 2 の回答のとおり、基本的には、推薦いただいたがんサロン実施機関のがんサロン（＝活動予定のがんサロン）で活動していただく流れを想定しています。 ○事務手続き上特に問題のない規定ですが、ご意見を踏まえ、「高知県健康政策部健康対策課長」を「高知県知事」へ修正します。 ○申込書の次ページに承諾書を記載しています。申込書の裏面に承諾書とし、表裏 1 枚で申込書兼承諾書として考えています。 ○ご意見を踏まえ、「受講の決定については、要綱第 6 条第 4 項に定めるとおりとする」を削除し、第 3 項に「県は、受講の可否を決定し、推薦のあったがんサロン実施機関へ通知する」、第 5 項に「県は、フォローアップ研修の受講の決定について、申請のあったピア・サポーターへ通知する」を追記します。
12	第 6 条	・養成研修ですが、動画視聴を除くと 6 時間ですが、100 ページ以上ある資料ですが、研修時間は大丈夫でしょうか。ロールプレイもあるが。	○他県の養成研修タイムスケジュールを参考にしています。なお、日本サイコoncology学会ホームページで紹介されている香川県、栃木県の事例も 6 時間弱となっています。 ○高知県でも、研修の開催においては、厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」の委託先である日本サイコoncology学会に講師の紹介等支援を依頼する予定です。なお、メニューの詳細は今後検討していきます。

13	第 8 条	別に定めるものは「高知県がん・サポート活動・利用ルール」でしょうか。 「私は、高知県がんピアサポーター派遣事業（以下「本件業務」）となっていますが、「本件事業」の関連ではないということでもよろしいでしょうか	○本条では、概括的な事項を定めており、要領より詳細なものを定める必要が生じた場合を想定して「別に定める」と記載しているものです。「別に定める」ものは、活動・利用ルールもその一つですが、その他にも文書を定めることができるよう、あらかじめ実施要領のみに限定しない記載としています。 ○ご意見のとおり、「本件業務」を「本件事業」へ修正します。
----	-------	--	---

3. 様式他			
14	様式第 1 号	・がんとの関係→がんとの関連などにして欲しい ・がん体験とあるが、そのような表現をするのでしょうか。 ・がん体験→何を聞きたいのか判らない。上記でがんのことについては聞いているので	○資料 1-1 の項目 12 の回答のとおり、「がんとの関係」を「立場」へ修正します。 ○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーター養成テキストでは、ピア・サポートとは「同じ体験をした仲間（ピア）が相互に助け合う（サポート）こと」と定義されています。 ○がん体験及び受講動機は、ご自身の体験を踏まえ、どのようなサポートをしていきたいか記載いただく趣旨ですが、ご意見を踏まえ、様式欄外に「※本研修は、ご自身ががんの体験があること、もしくは、ご家族や近い方ががんを共に体験した方であれば、ご家族やご遺族の立場でも受講することができます。」と追記します。

		③ ②で尖った部分を削除するとピアサポートの養成の流れ①は候補者の推薦→候補者の選定 医療機関等から推薦のあった方をさらに選定するという流れでしょうか。	○枠の中は、がん相談センターこうちが委託業務として行うピア・サポーター養成の流れを記載しています。
19	「高知県がん・サポート活動・利用ルール」	「高知県がん・サポート活動・利用ルール」→「高知県がん・サポート活動者・利用者ルール」では お互いに話を聞いた内容については→ピアサポート活動・利用ルールの中に守秘義務を盛り込むか誓約書を書いて貰うかでは ③○○ししようとなっていますが話題にしないでくださいとかでは、また、（ ）内愚痴や悪口などを書いてはいけません 小学生への注意書きのように思います。 ⑨の内容について 「重点を置いてくださいとか」と「アドバイスや励ましをされると利用者の負担になることがあります」とか萎縮するような表現はさけるべきでは。	○ピアサポート活動及び利用に関するルールとして規定しており、「高知県がんピア・サポート活動・利用ルール」として取り組んでいきます。 ○守秘義務については、ピア・サポーターには別途誓約書（要綱様式第 8 号）を提出いただきます。重要なことですので、活動前にも一読いただくルールにも記載しています。また、利用者にも守っていただく必要がありますので、ルールに記載しています。 ○ご意見を踏まえ、「③参加者の立場や考えを尊重し、相手を思いやって発言するとともに批判・非難をしないように努めてください。また、その場にはいない人を話題にするのはやめてください。」へ修正します。 ○ご意見を踏まえ、「⑨ピア・サポーターは、利用者が話される不安や悩みをじっくりと聴いてください。利用者と対等な立場で、自身の体験を話し、共に考える姿勢で接してください。」へ修正します。

15	様式第 2 号	高知県健康対策部健康対策課長宛一様を希望します。	○ご意見のとおり「宛」を「様」へ修正するとともに、宛名を知事に統一します。
16	様式第 3 号	がんとの関係→ がんとの関連とかでは ピアサポーターの経験はございますか。→ ピアサポーターとしての活動経験はございますかでは	○「がんとの関係」の言葉については、資料 1-1 の項目 12 及び本資料の項目 14 記載のとおりですが、様式第 1 号（申込書兼承諾書）で確認しているため、本様式からは削除します。 ○「ピア・サポートの経験はございますか」の誤りですので、修正します。（厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーターフォローアップ研修会マニュアルより）
17	様式第 8 号	他の様式と同様に高知県知事様を上に乗ってきて頂きたい	○資料 1-1 の項目 10 の回答のとおり、県の公文書として、本様式の体裁に問題ないことを確認していますが、ご意見を踏まえて様式を修正します。
18	「養成・活動のイメージ図」	① 医療機関の枠中・活動当日の振り返りの後に（対応 評価）を追加しては ② ピアサポート養成の流れの枠組になっているところで、がんセンターこうちさんの枠の中でのフォローアップ研修の開催に繋がっていますが、その尖った部分は不要では 	○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーター養成テキストでも、ピア・サポーターと医療者で振り返りの時間を持つことが推奨されていますので、活動を行った医療機関で振り返りをしていただきたいと考えています。ご意見を踏まえ、「活動当日の振り返り」を「活動当日の振り返り（フィードバック）」へ修正します。 ○枠の中は、がん相談センターこうちが委託業務として行うピア・サポーター養成の流れを記載しております。吹き出しの位置は「フォローアップ研修の開催」の文字の横にありますが、意図的に配置しているものではありません。 ご意見を踏まえ、誤解を生じないように吹き出しの位置を修正します。

20	承諾書	・何の承諾書なのか、項目を読んでも判りません。研修に参加するに当たっては実地研修もあると思いますが、それも含めての承諾書になっているでしょうか。ピアサポーターとして活動する際の承諾書なのか。 ・口の 2 つ目の「ピア・サポート活動の主旨を理解し他者の話をよく聴くことができ」というのは実地研修に当たってのことでしょうか。講座の決まりを守るというのは、前回質問させていただいた回答によると、「スマホ等の電源を切る」等だったので、これは研修に参加している時点のものと思われますが。混在しているように思います。何に対しての承諾書なのかきちんと書いて明確にしてください。 ・口の 5 つめは「ピアサポーターとして活動する際には・・・」となっていますが、この承諾書はピアサポーターとしての活動以前の研修（講座と実地研修）の承諾書では？ ・口 7 「研修終了後は、特段の・・・」になっているが、これは高知県がんピアサポーターに認定されて 2 年目以降となっていると思いますが。認定されていない人、1 年未満の人は受講できないので。また、活動経験についても縛りがあるのでは。	○資料 1-1 の項目 12、14 及び本資料の項目 11 の回答のとおり、「養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書」、「フォローアップ研修参加申込書兼承諾書」です。 ○資料 1-1 の項目 12、14 及び本資料の項目 11 の回答のとおり、「養成研修及び実地研修参加申込書兼承諾書」、「フォローアップ研修参加申込書兼承諾書」ですので、それぞれの研修に対する承諾事項を記載しています。また、口の 2 つ目は、研修の受講態度について記載しています。 ○研修終了し、認定されるとピア・サポーターとして活動していただくことになるため、研修受講にあたり、活動する際の決まりについて承諾をいただくこととしています。 ○「研修終了後は」を「研修終了後、高知県がんピアサポーターに認定されて 2 年目以降又は認定が更新された場合はその有効期間（5 年間）内には」へ修正します。
----	-----	---	---

要綱、要領、その他様式（様式は第 1 号から 3 号までが 2 つあるので紛らわしいです）
文言もそうですが、統一性がなく確認作業がされたのか疑問です。私達は自分がどう動けばいいのかという観点で確認作業をしています。そういう観点での点検をお願いします。

1. 実施要綱について

		内 容	県の考え方・対応策
1	第1条 (目的)	○『この要綱は、「高知県がんピア・サポーター」を養成し、がん患者やその家族等に対し、がん体験の共有や情報提供等の支援に活用することにより、がん患者等の心理社会的負担を軽減し、地域における医療関連施設等との連携を図ることで療養生活の適切な支援を行い、高知県のがん対策を推進することを目的とする。』とあるが、「この要綱は」ではなく、「この事業は」では。この要綱が「高知県のがん対策を推進することを目的として」はないのでは。この事業が高知県のがん対策を推進することを目的としているのでは。 ○「がん体験の共有や情報提供等の支援に活用することにより」とあるが、活用するのはピア・サポーターと思いますので「がん体験の共有や情報提供等の支援にピア・サポーターを活用する」ではないか。 ○ピア・サポーターが心理社会的負担を軽減できるものはどのようなものと考えてのことか	○第1条は、「高知県がんピア・サポーター養成・派遣事業」の実施に必要な事項を定めた本要綱の目的を規定する条項であるため、「この要綱は」で始めています。 ご意見を踏まえ、第1条を『この要綱は、がん患者やその家族等（以下、「がん患者等」という。）の心理社会的負担を軽減するとともに、地域における医療関連施設等との連携を図ることで、療養生活の適切な支援を行うことを目的として、がん患者等に対し、がん体験の共有や情報提供等の支援を行う「高知県がんピア・サポーター」（以下、「ピア・サポーター」という。）を養成し、派遣するために必要な事項を定めるものとする。』へ修正します。 ○「高知県がんピア・サポーターを養成し、『以て』がん患者やその家族等に対し、がん体験の共有や情報提供等の支援に活用することにより」療養生活の適切な支援を行う趣旨で記載しています。 ご意見を踏まえ、第1条を『この要綱は、がん患者やその家族等（以下、「がん患者等」という。）の心理社会的負担を軽減するとともに、地域における医療関連施設等との連携を図ることで、療養生活の適切な支援を行うことを目的として、がん患者等に対し、がん体験の共有や情報提供等の支援を行う「高知県がんピア・サポーター」（以下、「ピア・サポーター」という。）を養成し、派遣するために必要な事項を定めるものとする。』へ修正します。 ○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポートを推進するための手引きに、「ピア・サポートは、

		○ピア・サポーターが「がん患者等の心理社会的負担を軽減」し、「地域における医療関連施設等との連携を図る」ことによって療養生活の適切な支援を行うことができるか。 ○ピア・サポーターに期待し過ぎでは。 ○ピア・サポーターと利用者の間では、話を聞き、共に考えることが役割では。心理社会的負担を軽減したり地域における医療関連施設等との連携し、療養生活の適切な支援を行うことは明言されていないのではと思います。	ピア・サポーターの養成・維持は、がん診療連携拠点病院等の一施設の協力により実施できるものではないため、各施設の負担を軽減するためにも、地域で養成し活用する仕組みを作りたいと考えています。本事業に協力できる体制を各施設が整えることで指定要件を充足しつつ、より良いものとするために一緒に取り組んでいただきたいと考えています。 ○まず、第1条は要綱の目的を記載したもので、『療養生活の適切な支援』を行うのは、ピア・サポーターではなく、<u>県の役割として記載</u>しています（県が、養成・派遣することにより、①がん患者等の心理社会的負担を軽減し、②地域における医療関連施設等との連携を図ることで療養生活の適切な支援を行う）。 第4期高知県がん対策推進計画では、「がんとの共生」に相談支援を位置づけており、共生分野の基本方針として「がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、<u>全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</u>」としています。 県としましては、がん診療連携拠点病院等と連携して、ピア・サポートなど心理社会的な悩みに対応できる相談支援体制を充実することで、療養生活の質を向上させるよう取組を進めています。 ○「①がん患者等の心理社会的負担を軽減し、②地域における医療関連施設等との連携を図る」ことをピア・サポーターに期待するのは過剰ではないか、とのご意見かと思いますが、<u>前述のとおり、県が行うこと（目指す姿）であり、最終的な到達点です。ただ、目指す姿の達成にはピア・サポーターのご協力が欠かせないものであるため、ピア・サポーターに過剰な期待を寄せ、負担が過重とならないよう、十分配慮して取組を進めることが重要と考えています。</u>
--	--	---	---

資料1-3	令和6年7月30日
がんピア・サポート事業に関する説明会	

		○ピア・サポーターが行う地域における医療関連施設等との連携とは何を指しているのか	心理社会的支援の基盤」「ピア・サポートの役割は情緒的なサポート（体験を語るにより乗り越えてきた姿を示す）と情報提供（医療機関や制度の利用の仕方を活きた形で示す）」と記載されています。 がん患者やその家族等の心理社会的負担を軽減するため、ピア・サポーターには、以下の役割を期待しています。 ・<u>漠然とした大きな不安を抱える患者の気持ちを共有する</u> ・<u>治療を受ける勇気とそれ乗り越える工夫を伝える</u> ・<u>孤独感を和らげる（困難に直面しているのは自分一人ではない）</u> ※「ピア・サポーター養成テキスト2023年度版」より ○まず、第1条は要綱の目的を記載したもので、『<u>医療関連施設等との連携を図る</u>』のは、ピア・サポーターではなく、<u>県の役割として記載</u>しています（県が養成・派遣することにより、①がん患者等の心理社会的負担を軽減し、②地域における医療関連施設等との連携を図ることで療養生活の適切な支援を行う）。 なお、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）では、<u>以下ががん診療連携拠点病院等の指定の必須要件として求められています。</u>【がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（抜粋）】 ・<u>地域連携の推進体制において、「都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポートの質の向上に対する支援等に取り組むこと。」</u> ・<u>がん相談支援センターに必要な機能として、「がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。」</u>
--	--	---	--

2	第2条 (実施主体)	○「本事業の遂行に当たり事業目的を十分に理解し適切な事業運営が認められる相談支援事業者等に委託することができるとあるが、『相談支援事業者』とは？よくわからないのですが。	○本事業は委託事業として実施する予定であり、委託先候補者として「相談支援を行う事業者」を想定していますので、「相談支援事業者」と記載しています。
3	第3条第1項第3号 (要件)	○「ピア・サポートの活動の趣旨を理解し…ピア・サポーターとして活動する意思のある者」とあるが、『ピア・サポートの活動の趣旨』はどこを見ればよいでしょうか。活動内容は書いてあるが。主旨が分かれば上記の要綱の目的の所が明解になるように思います。（私個人が）	○ピア・サポート活動の趣旨は、要綱第1条に記載のとおり、ピア・サポーターが行うがん患者やその家族等への「 <u>がん体験の共有や情報提供等の支援</u> 」により、「 <u>がん患者等の心理社会的負担を軽減</u> 」し、「 <u>療養生活の適切な支援を行う</u> 」ことを指しています。
4	第6条第6項 (養成研修)	○「がんサロン実施機関は、院内のがん相談実務者、がん診療に関わる医療者等を養成研修へ参加させ」とあるが、院内のがん相談実務者、がん診療に関わる医療者はどのような職種を考えているのか。又その目的は？がん相談実務者は、病棟看護師、がん専門・認定看護師、外来看護師、化学療法認定看護師等、管理栄養士、薬剤師、他部門の医師等多くの人が関わっていると思いますが。ただ単に文章にしてみたでは問題が大きいと思います。	○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポートを推進するための手引きに、「 <u>質の担保されたピア・サポート活動を展開するためには、各医療機関の医療者（相談支援センターや緩和ケアチームなど）との連携が欠かせません</u> 」「ピア・サポートはがんサロン等ががん診療連携拠点病院内で活動することが想定されており、その教育・研修にあたり行政と医療従事者とが協働して養成と活用を進める必要があります」と記載があり、本県でも、ピア・サポーターの養成や養成後の活動を、質を担保しながら展開するためには、がん診療連携拠点病院等との連携が必要不可欠と考えています。

			・地域連携の推進体制において、「<u>都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポートの質の向上に対する支援等に取り組むこと。</u>」 ・がん相談支援センターに必要な機能として、「がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、<u>一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。</u>」 ピア・サポーターの養成・維持は、がん診療連携拠点病院等の一施設の協力により実施できるものではないため、各施設の負担を軽減するためにも、地域で養成し活用する仕組みを作りたいと考えています。本事業に協力できる体制を各施設が整えることで指定要件を充足しつつ、より良いものとするために一緒に取り組んでいただきたいと考えています。 ○院内のがん相談実務者、がん診療に関わる医療者が研修に参加するにあたって交通費、代休・時間外勤務等についてはどのように考えているのか。 ○各がんサロン実施機関の職員の研修の受講にかかる費用は、<u>各施設での負担</u>を考えています。代休・時間外勤務については、<u>各施設の規定により対応をお願いします。</u>
--	--	--	--

2. 実施要領について

5	第 4 条	○「(対象者)」は、「(研修の受講対象者)」ではないか。	○研修の実施要領であり、本文に「養成研修等を受講できる者は」と記載していることから、「研修の受講」は省略しています。例えば、第 3 条のように「種類」ではよくわからなくなるものは「研修の種類」としていますが、第 2 条のように「事業の実施主体」ではなく「実施主体」でわかるものは、() 内の文字数が多くならないようにしています。
---	-------	-------------------------------------	--

		○第 4 条第 2 項第 2 号、第 3 号の内容について、活動するときではなくて、研修中にしないようにとして書いているということで理解していいでしょうか。「養成研修等を受講できる者は、要綱第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす者」となっているので、要領第 3 条第 1 項第 1 号の研修（養成研修）と思います。そこで推奨とか勧誘とかが起こるのでしょうか。疑問です。	○第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号についても、第 1 号と同様に研修中及び研修終了後において遵守していただきたい基準として定めています。ご意見を踏まえ、第 2 項の記載を「<u>前項にかかる受講者は、次の各号に定める基準を遵守しなければならない</u>」を「<u>前項にかかる受講者は、研修中及び研修終了後において、次の各号に定める基準を遵守しなければならない。</u>」へ修正します。併せて同項第 1 号から「研修中及び研修終了後において、」の記載を削除します。
--	--	--	---

0. 全体

	内 容	県の考え方・対応策
1	健康対策課のみで行うものであれば、第1回に示していたもので何の不都合もなかったのですが受託するものであれば納得のいくものでないと思っています。 県のホームページにまだ確定されていないものが掲載されていますがどうしてでしょうか。疑問です。	○本事業は、県からの委託事業として、 <u>がん相談センター</u> こちらが実施する予定です。なお、ピア・サポートの質の向上に対する支援や、ピア・サポーターの活用は、がん診療連携拠点病院等の指定の必須要件として求められているものですので、本事業に協力できる体制を各施設で整えていただくことで、指定要件を充足しつつ、より良いものとするために一緒に取り組んでいただきたいと思います。 ○ご指摘の資料は、令和5年3月27日に開催した第37回高知県がん対策推進協議会の資料だと思いますが、同協議会は県の指針に基づき、公開しており、協議会資料は毎回ホームページに掲載しています。また、同協議会で拠点病院等の院長にピア・サポート事業への協力依頼を行い、了解いただいています。

1. 【資料2】養成・活動のイメージについて

	内 容	県の考え方・対応策
2	再度 ① 医療機関の枠中 ・活動当日の振り返りの後に（対応 評価）を追加しては ② ピアサポート養成の流れの枠組になっているところで、がんセンターこうちさんの枠の中のフォローアップ研修の開催に繋がっていますが、その尖った部分 は不要では 	○資料1-2項目18の回答のとおりです。 ○資料1-2項目18の回答のとおりです。

5	第8条 4	1) 認定の取り消しは、辞退届と名簿末梢とし、各機関に連絡するの か。 2) 不適切な行為があった時の認定の取り消し方法は。 3) 継続しない場合は何の手続きも認定証書の返納もなくてよいのか	○ご意見のとおり、 <u>名簿の更新を行った場合は、がんサロン実施機関へ配布</u> <u>させていただくことを考えています。</u> ○本条に規定しているとおり、 <u>認定を取り消された者は認定証を返納して</u> <u>いただき、名簿から登録を抹消することを考えています。</u> ○有効期間の満了前に県から対象者への連絡をするように考えています。更 新を希望されない方からは、 <u>辞退届を提出いただくことになる</u> と考えていま す。 <u>認定証の返納は必要ありません。</u>
6	第14条	1) 認定が更新されたら認定証が新たに渡されると思うが、その資料は？	○認定が更新された場合も、 <u>要綱様式第1号の様式のとおり、認定証を交付</u> <u>することを考えています。</u>
7	様式第1号 (第8条)	1) 「認定証書」となっているのが、他のところでは「認定証」と書かれている。 どちらかに統一すべきでは またはどちらでも正式名称であればこれでいいと 思うが 2) 有効期間を 年 月 日～ 年 月 日としたらどうか。 高知県知事の上記に年月日はあるがそれが有効期間を示しているものと は思えない 3) フォローアップ研修終了後の認定証書はあるのでしょうか	○ <u>項目2の回答のとおりです。</u> ○認定証の有効期間は、 <u>認定証が交付された日（知事の上記に記載している</u> <u>年月日）から文章に記載している年月日まで</u> を考えています。 ○ <u>項目5の回答のとおりです。</u>
8	様式第7号 (第10条)	1) 記載時の注意点等はないのでしょうか。（裏にでも） 例えば ・個人が特定される内容や固有名詞は使わない ・事実を記録し、主観に基づく感想等は記載しないなど 2) フィードバック（振り返り）後の対応・評価はどのようにするのか。見本 が例文を見せて欲しい	○記載いただきたい内容は、「がんピア・サポーターになりませんか（案）」 に記載しています。なお、報告書には個人情報が含まれるため、取扱いは 十分気を付けます。 ○ <u>資料1-2項目5の回答のとおりです。</u>

		③ ②で尖った部分を削除するとピアサポートの養成の流れ①は候補者の推薦 候補者の選定 医療機関等から推薦のあった方をさらに選定するという 流れでしょうか。 1) 医療機関 ・ピア・サポーター候補者を病院からーピア・サポーター候 補者の推薦 2) ②のがん患者団体？いつからこの名称に 3) ⑤認定証でよいのか。様式第1号では認定証書となっているが。（様式は変 えてはいいかと習っていたので）	○資料1-2項目18の回答のとおりです。 ○ご意見を踏まえ、「ピア・サポーター候補者を病院から推薦」から「ピア・ サポーター候補者の推薦」へ修正します。 ○要綱に記載しているがんサロン実施機関（がん相談窓口を設置する県内の がん診療連携拠点病院等及びがん患者団体）と文言を合わせています。 ○ご意見を踏まえ、 <u>様式第1号の「認定証書」を「認定証」へ修正し、文言</u> <u>を統一します。</u>
--	--	--	--

2. 【資料3】実施要綱について

	内 容	県の考え方・対応策
3	第4条 エ ピア・サポーター認定者へのフォローアップ研修の実施 どのようにするのか規定が示されていないが、 （具体的に、申し出は本人からの希望でなのか、県が実施日を掲示し希望者が申 し込むのかなど）	○第9条のとおり、 <u>定期的（年1回程度を想定）にフォローアップ研修を開</u> <u>催する予定です。</u> また申込みについては、 <u>研修実施要領第5条第4項のと</u> <u>おり、フォローアップ研修の受講を希望する者は、高知県がんピア・サポー</u> <u>ターフォローアップ研修参加申込書兼承諾書（様式第3号）に必要事項を</u> <u>記入し、期限までに県へ提出していただくことを考えております。</u>
4	第8条 2 県は、 <u>認定を行ったものに認定証</u> を。 1) 認定を行うのは県では？ 認定されたものには？ 2) 認定証書では	○ <u>県が認定を行った者に対し、認定証を交付するという趣旨で記載して</u> <u>おります。</u> ○ <u>項目2の回答のとおりです。</u>

9	様式第9号 (第10条)	1) 生年月日の下の項目 登録番号（認定証に記載されている番号）認定証書 では 2) チェック項目1 フォローアップ研修を受講している。 年 月 日受講 がいのでは 3) フォローアップ研修参加申込書兼承諾書はあるが、受講したという証明は どのようにするのか。 4) チェック項目3 有効期間内に活動実績が無い場合の理由・今後の見込み を具体的に記載する用紙はどこと	○ <u>項目2の回答のとおりです。</u> ○ <u>登録者名簿に記載している研修歴を確認することを考えています。</u> ○ <u>登録者名簿に記載している研修歴を確認することを考えています。</u> ○様式は設けていないため、 <u>該当者には任意様式で作成、提出していただく</u> <u>ことを考えています。</u>
---	-----------------	--	---

3. 【資料4】実施要領について

	内 容	県の考え方・対応策
10	第4条 2 前項にかかる受講者は、次の各号に定める基準を遵守しなければならない (2) と (3) の内容について 1) 活動するときではなくて、研修中にしないようにとして書いているとい ことで理解していいでしょうか。 2) この受講に関しては要綱第3条第1項第1号及び第3号に掲げるとなっ ているので、要領第3条第1項第1号の研修だと思います。そこで推奨とか勧誘とか が起るのでしょうか。誰に対してすると考えての内容でしょうか。	○資料1-3の項目5の回答のとおりです。
11	様式第1号 (第5条) 1) 立場に変更しているが、以下は辞書で調べた意味ですが、立場でしょうか。 立場：立っている場所、その人のおかれている地位や境遇 関連：ある事柄と他の事が繋がりがあある事、かわり 2) 自署の前記 年月日が必要では 3) 欄外 近い方：遠慮のない関係 気の置けない関係 気心が知れた 関係ですが。	○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・ サポーター養成研修会開催マニュアルの申込書フォーマットで「立場」とし ていましたので、参考にしました。 ○ご意見を踏まえ、年月日を記載する欄を設けます。

		4) 欄外の*1 ご家族や近しい方のがんを共に体験した・・・内容が理解できません。	○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーター養成研修会開催マニュアルの申込書フォーマットと同じ記載としています。
12	様式第3号 (第5条)	項目のところで 1) ございますか。と聞いていますが、「ピア・サポートの経験」とかでいいのでは 2) フォローアップ研修の申し込みなので、「本研修を受講しようとした・・・」ではなく、サポーターを経験して難しいと思ったことや学べたこと、やりがいを感じたことなどを聞けばと思います。 3) 「研修に参加するに当たり・・・」研修内容に取り入れて欲しいことや配慮してほしいことなどを聞けばと思います。 *研修に活かせる質問内容を考えたらと思います。 *開催日時は(別項目でも質問しています)県が決める? それとも希望日を聞く? そうであれば希望日を書ける項目を。	○厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーターフォローアップ研修会開催マニュアルの申込書フォーマットと同じ記載としています。 ○フォローアップ研修のプログラム・テキストは、厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」において、患者団体及び関係学会と連携し、作成されたものがありますので、それを活用する予定です。 ○開催日時は講師との調整もありますので、県で決定し、対象者へ案内する予定です。
13	様式第3号 (第5条)	共通「研修において知り得たすべての個人情報(・・・活動・利用の場以外で一切口外しません」 1) 活動・利用では口外していいか。フォローアップ研修では他の研修者・自身・又は家族のがんについて語り合うと思うが。 2) 自著の前に年月日の記載が必要では	○ご意見を踏まえ、「活動・利用の場以外で」を削除し、「 <u>研修において知り得たすべての個人情報</u> については、研修中及び研修修了後において、一切口外しません。」へ修正します。 ○ご意見を踏まえ、年月日を記載する欄を設けます。

6. 【資料7】がんピア・サポーター認定前面接の評価基準案について			
		内 容	県の考え方・対応策
18		1) 思考力 質問に対しての回答のズレがなく→回答にズレがなく 2) 活動の意欲 積極的に修得→積極的に習得では?	○日本語の用法として問題ないものと考えていますが、ご意見を踏まえ、「質問に対しての回答のズレがなく」を「質問に対しての回答にズレがなく」へ修正します。 ○「習得」は他人から習って覚えることに対し、「修得」は自分で考えて会得することが主な意味となります。「習得」はスポーツのテクニックや機械の操作方法など技術、技芸に対して使われることが一般的である一方、「修得」は主に学問に対して使用されます。ここでは、「 <u>修得</u> 」が適当と考えます。

4. 【資料5】活動・利用ルール案について			
		内 容	県の考え方・対応策
14		1) ① お互いに話を聞いたたりー ピア・サポート活動で知り得た情報 2) ① 活動・利用の場以外で一切話題にしないようー以外には持ち出さない 3) ⑥ 政治活動への勧誘等はしないで下さい。一禁止します。	○①「お互いに話を聞いた内容は、活動・利用の場以外で一切話題にしないようにしてください。」を「 <u>ピア・サポート活動で知り得た情報は、活動・利用の場以外には持ち出さないでください</u> 」へ修正します。 ○⑥「集まりを利用しての商行為・宗教・政治活動への勧誘等はしないでください。」を「 <u>集まりを利用しての商行為・宗教・政治活動への勧誘等を禁止します。</u> 」へ修正します。

5. 【資料6】がんピア・サポーターになりませんか案について			
		内 容	県の考え方・対応策
15	P1	対象者について 「がん患者団体」とは、同じ病気や障がい、病状など、何らかの共通する患者体験を持つ人たちが集まり、自主的に運営する団体のことです。 と載っていましたが。	○県内がん診療連携拠点病院等及びがん患者団体のことを「がんサロン実施機関」と要綱上定義しています。
16	P4	1) 認定から活動までの流れ→認定から活動終了までの流れ? 2) ピア・サポーターの項目の4つ目 県の面接後、認定→ 県の面接後、認定、認定証書の受け取り	○活動終了(報告書の提出、振り返り)までを含めて「活動」と考えています。 ○認定証の受け取りまでを含めて「認定」と考えています。
17	P8	1) 認定証→認定証書	○「認定証」として文言を統一します。

1. 実施要綱について

		内 容	県の考え方・対応策
1	第5条 （活動内容）	○ピア・サポート活動とありますが、ピア・サポート活動が何をするのかわかる文章が必要ではないでしょうか。 ○がんサロンでのピア・サポート以外に、希望者に対し個別にピア・サポートをするということですが、まずはサロンから開始し、実施機関、サポーターともある程度慣れたから個別相談も行うというように、段階的にしてはいかがでしょうか？ ○将来的にはサロン実施機関以外からの個別面談の派遣要請にも対応していくことを目指すのでしょうか？ ○例えば当院の患者だが、体調的にサロン参加は難しく自宅に来てほしいという要望があった場合、活動場所は院内のみなのか、自宅でも可能なのか、どこかに明記しておいたほうがよいのでは？と思いました。 ○個別面談を行った際のフィードバックは、その場には同席していないと思うので、どのように評価したらいいのでしょうか？サポーターから聞いた内容でフィードバックを行ったらいいのでしょうか？	○ピア・サポート活動とは、がん患者サロンや面談（個別相談）等で活動していただくことを考えており、基本的にはがんサロン実施機関のがんサロンが活動の場となると想定しています。 なお、要綱には明記していませんが、活動・利用イメージ図や候補者への説明要領（「がんピア・サポーターになりませんか」）に記載しています。 ○基本的にはがんサロンが活動の場となると想定しており、がんサロンから開始し、その後個別相談でも活動していただくことを考えています。 ○要綱第10条第1項のとおり、がんサロン実施機関からの派遣要請に応じてピア・サポーターの派遣をさせていただくことを考えています。 ○本条第1項第1号のとおり、がんサロン実施機関でのピア・サポート活動を考えており、自宅へ訪問してのピア・サポート活動は現在のところ考えていません。ZOOM等を活用したオンラインでの面談など患者さんの負担にならない方法で実施したいと考えています。 ○可能であれば、個別面談時にがんサロン実施機関も同席いただいたうえで、活動当日の振り返り（フィードバック）をしていただきたいと考えています。

3. 高知県がんピア・サポート活動・利用ルールについて

4		●活動・利用ルールについて、これはピア・サポーター向けの資料なのか。サロンへ参加する方には別のルールを配布するのか。「サポーターと利用者双方で」とあるが、ピア・サポーターに向けたルールが多く、別々にルールを作成した方がわかりやすいのではないかと。 ○サロン内で話が終わらず、続きで話したいと利用者、サポーター双方が思うことがあるかもしれません。また、利用者がもっと聞きたい、次のサロンまで待てないと思うかもしれませんが。サロン終了後に連絡先を交換したり、場所を変えて続きでお話されたりすることもあると思いますので、しないように活動ルールに明記したほうがよいと思います。目が届かなくなる、利用者からの要望を断れないサポーターが困ったことになる、サポーターが積極的すぎて利用者が困る、など起きてくるかもしれないと思います。ピア・サポートはサロン内、もしくは正式に個別相談で実施機関を通じてまたその人に派遣要請をする、というふうに決めたほうがよいのではないのでしょうか？ピア・サポートではなく、友人として会いたい、話したいということであれば、お互いの責任の中で行うことは自由と考えます。 ○サポーターは匿名にはならないだろうと思いますが、サポーターを守ること（個人情報教えないなど）も追加したほうがよいのでは？また、サポーターが困ったときの相談先も明記したほうがよいと思います。 ○⑤のボランティア保険への加入は、県で行うことと思うので、活動の場のルールのところに入れるのではなく別に書いてはいかがでしょうか？ ○⑦匿名での依頼とありますが、サロンの場では「依頼」という表現はそぐわないと思いました。	●ご意見を踏まえ、ピア・サポーター用とピア・サポート利用者用それぞれに分けてルールを作成することとします。 ○ご意見を踏まえ、「⑩ピア・サポーターとして活動するのはピア・サポートの場所とそこでの活動時間だけにし、トラブル回避のためにも、プライベートな時間をピア・サポート活動にあてないこと、自分の個人的な情報を利用者に教えないでください。」(厚生労働省委託事業「がん総合相談に携わる者に対する研修事業」のピア・サポーター養成テキストより)を追記します。 ○前述のとおり、ルールにサポーターが個人的な情報を教えないことについて追記します。 ○サポーターが困った時の相談先は、活動予定のがんサロン実施機関にお願いしたいと考えています。 ○ご意見を踏まえ、ボランティア保険への加入の記載を削除します。 ○ご意見を踏まえ、「匿名での依頼にも応じてください。」から「匿名での参加にも応じてください。」へ修正します。
---	--	--	--

2	第14条第2項第2号 (認定の更新)	○活動実績がない場合に提出する書類の様式もあったほうが、書きやすいのではないのでしょうか？	○ご意見を踏まえ、様式9号に記載欄を設けることとします。
---	-----------------------	---	------------------------------

2. 実施要領について

3	第4条	○養成等研修は、最低〇人以上で開催、とかななくていいでしょうか？ ○推薦できる人は少なそうで、もし1人しかいなかった場合、その後のフォローアップ研修で事例検討、意見交換とかも全員が都合がつくわけでもないでしょうし、5年間のうちに、となると人数がばらけるでしょうから、やりにくそうに思いました。 ○養成研修やフォローアップ研修は、候補者がでるたびに行うのでしょうか。年間で回数が来ると、その時まで待機となるのでしょうか。病院からも研修に参加するようになると、都度開催でそのたび行くというのも難しいと思うので輪番のような体制にする必要もあると思いますし、都度開催でないとなれば開催後に候補者ができれば次回まで待機になるし、どちらも一長一短とは思いますが・・・。	○養成研修等は、年1回程度実施を考えています。 候補者が1名の場合も開催するよう考えていますが、開催にあたっては県と関係機関で協議のうえ決定したいと考えています。 ○コロナの影響でサロン開催が縮小している中、各医療機関ともなかなか難しい状況にあるのは承知していますが、サロンでピア・サポーターの成り手としてお願いできそうな方がいる場合は、候補者として推薦の検討をお願いします。なお、フォローアップ研修について、対象者が1名しかいない場合は、開催を延期等効果的な開催となるよう検討します。 ○養成研修等は、年1回程度実施を予定しており、開催まで候補者には待機していただくことになります。
---	-----	---	--

4. 候補者への説明要領（「がんピア・サポーターになりませんか」）について

5	認定から活動までの流れ	○認定の流れ、活動の流れを別にしたほうがわかりやすいのでは、と思います。 ○認定取り消しについてもこのページに追加したほうがよいのでは、と思いました。	○ご意見を踏まえ、認定と活動の流れが見やすくなるよう色分けします。 ○ご意見を踏まえ、認定の取り消しについて追記します。
---	-------------	---	--

5. 高知県がんピア・サポーター認定前面接の評価基準について

6		●思考力の「順序立てて相手が理解できるように話すことができるか」が評価しにくいのではないかと。個性がでるところだと思うので、評価基準が難しいと思った。 ○評価項目「スキル」を5段階評価するのであれば、役割や活動ルールについての簡単なテスト（選択式で以下の中の間違っているものを選びなさい、のようなものとか）を行うと、評価はつけやすいのでは？と思いました。 ○面談で答えてもらって評価する項目と、それまでの研修中の様子などを観察したことで評価できる項目と明確にしたほうが、評価しやすいのでは？と思いました。 ○不合格になった場合、希望があったときなのか常になのかわかりませんが、理由を聞きたいと言われたら、評価基準をすべて開示したりはせず、総得点のみ開示するとかはいかがでしょうか？ ○この項目で評価するのであれば、評価する人が実地研修で対応する様子などを見ておくほうが評価しやすいかと思います。 面接だけで会ってこの項目を評価するのは難しい(例えば、コミュニケーション能力で「相手の話を聴くことができるか」というのは面接でどうやって評価するか。面接官が話をしてそれを聞いてもらうのか？な	●面接時に評価がつけにくい項目については、実地研修等や関係者とのやりとり等を踏まえた総合的な評価を考えています。 ○候補者に対し、主に候補者への説明要領（「がんピア・サポーターになりませんか」）に記載している内容（2ページ「がんピア・サポーターの役割」、3ページ「活動のルール」）について認識できているか質問し、評価することを考えています。 ○面接時に評価がつけにくい項目については、実地研修等や関係者とのやりとり等を踏まえた総合的な評価を考えています。 ○面接結果について、がん相談センターこうちより「面接結果報告書」を提出してもらうこととし、ピア・サポーター候補者より面接結果の開示請求があった場合は、「面接結果報告書」を開示することとします。 ○前述のとおり、面接時に評価がつけにくい項目については、実地研修等や関係者とのやりとり等を踏まえた総合的な評価を考えています。
---	--	---	---

		ど）ように感じました。	
--	--	-------------	--

6. その他

7	○サポーターは、活動する場の希望を言うことは可能なのでしょうか？推薦された場以外でやってみたいという希望もありそうに思います。 ○個別相談のときですが、患者さんから要望があったときには病院側は患者さんの病状的なことの情報がわかる場合もある（カルテから、もともと知っているなど）と思います。しかし、ピア・サポーターにはそれは伝えないようにしたほうがよいと考えます。変に事前情報があるとそれによって惑わされたり、本人も知らないようなことが伝わってしまったりするとよくないと思います。患者さんからの要望でピア・サポーターを派遣するのであって、例えば病院側が必要と思って派遣するわけではないので、そのまま関わってもらったらいと思います。このあたりが、病院によって違ったり、相談員によって違ったりしてもどうかと思うので、実施機関向けの注意事項もあったらいいのかも、と思いました。 ○サロンの場でピア・サポーターのことを紹介するときは、実施機関がそれぞれ考えて行ったらいいでしょうか？何かチラシのようなものがあれば紹介しやすいと思いました。 ○個別相談については、どのように患者さんに広報するべきでしょうか？統一して行うためにも、患者さん向けチラシを作成したほうがよいのでは、と思いました。	○希望を伝えていただき、可能な範囲で調整するようにします。 ○患者本人の同意がある場合、事前情報をピア・サポーターへ伝えるかどうかについては、各がんサロン実施機関のご判断でお願いしたいと考えています。 ○それぞれのがんサロン実施機関からご紹介いただきたいと考えています。 ○まずは、がんサロンでのピア・サポート活動を考えているため、現時点で個別相談を患者さん向けに広報することは考えていません。
---	---	---